

清水町社会教育関係団体設立要綱

1 この要綱は、社会教育法第10条で定める「社会教育関係団体」を設立するために必要な手続きを定めることを目的とする。

2 社会教育関係団体の範囲

- (1) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする民法法人であること。
- (2) 法人格を有しない社会教育関係団体であっても、おおむね次の実態を備え、意図的、計画的、継続的な組織的活動を行うものであること。
 - ア 組織的活動であることが表された規約を有すること
 - イ 団体意志を決定し、執行し、代表する機構または機関が確立していること。
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。
 - エ 主として社会教育に関する事業を行いその成果が期待できる団体であること。
- (3) 上記(1)及び(2)の団体であっても政治活動、宗教活動および営利事業を行う団体は除外するものとする。
- (4) 上記(1)及び(2)の団体は、おおむね次に掲げる事業を主たる目的とするものを標準とする。
 - ア 家庭教育に関すること
 - イ 青少年教育に関すること
 - ウ 成人教育に関すること
 - エ 社会教育施設関係に関すること
 - オ 視聴覚教育に関すること
 - カ 体育、運動競技またはレクリエーションに関すること
 - キ 芸術文化に関すること
 - ク その他主として社会教育に関する事業を行う団体

3 社会教育関係団体として設立するにあたっては、次の各号に関する事項を付記したうえで別記「社会教育関係団体設立届」により、教育委員会へ届け出るものとする。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の役員名簿
- (3) 収支会計の予算
- (4) 事業の活動計画
- (5) 団体の名簿

4 社会教育関係団体は、教育委員会へ次の各号に関する事項を付記したうえで別記「社会教育関係団体事業報告」により定期的に報告するものとする。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の役員名簿
- (3) 収支会計の予算と決算
- (4) 事業の計画と報告
- (5) 団体の名簿

5 社会教育関係団体が、その活動を中止し団体を解散する場合は、別記「社会教育関係団体解散届」により、教育委員会へ報告するものとする。

附則

この要綱は、平成14年 6月 1日から施行する。